

東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業 入札説明書等に関する質問回答(第1回目)

< 競争参加資格関係のみ >

- 本質問回答は、平成16年9月15日(水)～9月16日(木)に受け付けた東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。(ただし今回は、入札参加グループの組成に関わる競争参加資格関係の質問回答のみです。)
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 記載凡例／「番号」は通し番号です。「書類No」は下記の<総括>を参照してください。原則として、記載位置を示す「一般書類→」は書類No①②④⑥に、「様表資関→」は書類No③⑤⑨に、「契約書類→」は書類No⑦⑧に対応しています。

< 総 括 >

書類No	入札説明書等	質問件数	今回回答件数
①	入 札 説 明 書	57	13
②	入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	14	0
③	様 式 集	25	3
④	要 求 水 準 書	306	2
⑤	要 求 水 準 書 別 表 ・ 資 料	44	0
⑥	落 札 者 決 定 基 準	3	0
⑦	基 本 協 定 書 (案)	4	0
⑧	事 業 契 約 書 (案)	151	0
⑨	そ の 他 (閲 覧 資 料 を 含 む)	15	0
—	合 計	619	18

< 注 意 >

全体の質問回答は、10月7日(木)に回答する予定です。

平成16年10月4日
国立大学法人東京大学

東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業

入札説明書等に関する質問回答(第1回目)

< 競争参加資格関係のみ >

番号	書類No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア ①	質 問	回 答
016	①	競争参加資格	7	I	8	(1)	1)	エ	購買業務に当たる者、書籍業務に当たる者、食堂運営に当たる者については、協力会社に限らず、入札参加グループの構成員となることも許されると理解してよろしいでしょうか。	協力会社には、購買業務に当たる者、書籍業務に当たる者、食堂運営業務に当たる者が必ず含まれている必要があります。したがって、購買業務に当たる者、書籍業務に当たる者、食堂運営業務に当たる者は、入札参加グループの構成員となることはできません。
017	①	競争参加資格等	7	I	8	(1)	1)	エ	「協力会社には、購買業務に当たる者、書籍業務に当たる者、食堂運営業務に当たる者が必ず含まれていること」とありますが、同じ業務に複数の運営会社(協力会社)を連ねて競争参加資格を申請し、事業決定した後に経済条件等により運営会社を取捨選択する(結果的に選定事業者と直接契約を締結しなくなる運営会社が発生する)、といった運営会社の選択方法は可能でしょうか。	ご質問のような運営会社の選択方法は、大学としては想定しておりません。ご質問の「事業決定した後に」の意図が分かりかねますが、競争参加資格確認申請後から入札提案書類の提出期限までの間にやむを得ない事情が生じた場合は、入札説明書Ⅰ8(2)「入札参加者の構成員の変更等」を適用します。ただし、ご質問のような運営会社の選択方法は、このやむを得ない事情にも該当しないと考えます。
018	①	競争参加資格等	7	I	8	(1)	2)	ウ	入札参加グループの構成員または協力会社が、競争参加資格確認申請等の提出期限から、落札者の選定が終了する期間に、建設会社が国土交通省等からの営業停止処分または食堂運営会社等が各行政より営業停止処分を受けた場合、その入札参加グループは競争参加資格を失うこととなるのでしょうか。	入札説明書Ⅰ8(1)2)ウの規定のとおり、文部科学省又は東京大学から指名停止措置又は取引停止措置を受けていること以外の同種の事由(建設に当たる者が国土交通省等からの営業停止処分を受けている、食堂運営に当たる者が各行政より営業停止処分を受けているなど)で、当該入札参加グループが競争参加資格を失うことはありません。
019	①	競争参加資格	7	I	8	(1)	2)	エ	「三井安田法律事務所」は年末をもって解散する予定であると報道されましたが、その場合は同事務所に係る業務はどの法律事務所が引き継ぐこととなりますでしょうか。	平成16年10月1日より「三井安田法律事務所」を「西村ときわ法律事務所」に変更します。
020	①	競争参加資格等	8	I	8	(1)	2)	オ	「東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業に係る審査会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関係があるものでないこと」とありますが、東京	東京大学消費生活協同組合は、審査会の委員が属する企業またはその企業と資本面若しくは人事面において関係があるものではなく、入札説明書Ⅰ8(1)2)オに抵触しません。なお、「資本面において

番 号	書 類 No	項目	一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											大学生協様は本条項に抵触にすることにはならないのでしょうか。ご指示下さい。	関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。
021	①	参加要件		8	I	8	(1)	2)	キ		購買業務、書籍業務、食堂運営業務に限り、他の入札参加者の当該業務に重複して参加できるとされていますが、要求水準書P49においてこれら業務の従事者については他の維持管理業務及び運営業務との兼務を可能とするとの表現もあります。このことから購買業務、書籍業務、食堂運営業務の従事者が学校事務業務及び教育研究の補助業務を兼務する場合については重複して参加することは可能なののでしょうか。	購買業務、書籍業務、食堂運営業務に限り、他の入札参加者の当該業務に重複して参加できるとしていますが、これらの業務に当たる者が購買業務、書籍業務、食堂運営業務以外の業務（設計、建設、工事監理、維持管理業務、学校事務業務、教育研究の補助業務）にも当たる場合は、他の入札参加者の購買業務、書籍業務、食堂運営業務に重複して参加することはできません。要求水準書IV 3 (1) 及び (2) における「兼務」とは、「業務に当たる者」にではなく「業務の従事者」に適用されます。具体的には、「学校事務業務に当たる者」が「購買業務に当たる者」に委託して、学校事務業務の一部を購買業務に当たる者の従事者に依頼する場合などがあげられます。
022	①	競争参加資格等		8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	「1,000 m ² 以上の食堂(厨房・客席等の合計)を含む5,000 m ² 以上の複合施設の設計業務」について／弊社では某共済組合宿泊所の実績がございます。この施設は、ホテル、結婚式場、レストラン、大洋会議室、中和会議室、会議室などの複合施設です。この中で、大洋会議室は結婚披露宴会場の用途を想定し、厨房からの料理搬入動線やパントリーも備えています。図面上の室名は大洋会議室・パントリーとなっておりますが、上記の食堂に該当すると考えて宜しいのでしょうか。	お考えのとおりです。ご質問の大洋会議室・パントリーは、入札説明書で規定するところの食堂に該当します。
023	①	競争参加資格等		8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	「1,000 m ² 以上の食堂(厨房・客席等の合計)を含む5,000 m ² 以上の複合施設の設計業務」について／弊社では某複合商業施設の実績がございます。この施設は、映画館、飲食店、物販店、遊技場などの複合施設です。	お考えのとおりです。ご質問の設計業務は、入札説明書で規定するところの「1,000 m ² 以上の食堂(厨房・客席等の合計)を含む5,000 m ² 以上の複合施設の設計業務」に該当します。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										この中で、飲食店のインテリアはテナント工事でありインテリアを除く設計監理業務と、飲食店の用途を前提とした防災評定、確認申請業務を行っています。この施設の飲食店部分は1,000 m ² 以上有り、延べ面積は5,000 m ² 以上ありますが、上記の設計業務に該当すると考えて宜しいでしょうか。	
024	①	競争参加資格等	8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	設計にあたる者の要件で「総括責任者及び主任技術者（建築工事・電気工事・機械設備工事）を専任で配置できること」、とありますが、建築工事・電気工事・機械設備工事それぞれの担当者を届け出る必要があるのでしょうか。「同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない」との表記は、同じ一人の技術者が、示された業務実績を複数の役割及び分野で担当した場合にのみ兼務が可能、との意味なのでしょうか。	総括責任者と主任技術者（建築工事・電気設備工事・機械設備工事のいずれか）の双方（複数）の役割を担当することを妨げるものではありません。また、一人の担当者が、建築工事主任技術者、電気設備工事主任技術者、機械設備工事主任技術者のうち、複数の分野を担当することを妨げるものではありません。ただし複数の分野を担当する場合、当該分野の担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、入札説明書に示す業務に従事し、完了した経験を有する必要があります。
025	①	競争参加資格等	8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	「1000 m ² 以上の食堂（厨房・客席等の合計）を含む5000 m ² 以上の複合施設の設計業務」とありますが、複合施設の定義をお示しいただけないでしょうか。1000 m ² 以上の食堂を含む以下の施設（事務所ビル・商業施設・ホテル・アミューズメント施設等）を複合施設とらえてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。1000 m ² 以上の食堂を含む事務所ビル、商業施設、ホテル、アミューズメント施設は、入札説明書で規定するところの「複合施設」に該当します。
026	①	入札参加者及び協力会社の資格等要件	8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	「…統括技術者及び主任技術者（建築工事・電気工事・機械設備工事）を専任で配置できること」とありますが、「専任で配置」の解釈についてご教示下さい。（建設工事期間中、当該事業を専属で担当し、他の工事案件等について兼務してはならないという意味でしょうか。）	ここ（設計に当たる者）での専任とは、他の事業の業務を一切排除するものではなく、主として本事業の業務に従事する（同時期に他の事業の業務を専任していない）ことと解釈してください。また、建設（工事）期間中までを制約するものではありません。
027	①	競争参加資格等	10	I	8	(1)	3)	エ	②	『請負を実施するに必要とする資格』とは具体的に何を指すか、ご教示ください。	入札参加者の提案によるサービス内容において、特別に必要な資格などがある場合、その資格を有していることを証明できるもの

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											を、入札参加者の判断で提出してください。
028	①	入札参加者の 構成員の変更 等	11	I	8	(2)				競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更及び追加について、やむを得ない事情が発生した場合は貴大学と協議の上・・・とありますが、やむを得ぬ場合とはどのような場合を想定されていますか。	やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く）とは、個々のケースによって異なることであり具体的な事実でしか判断できませんが、入札参加グループの構成員（代表企業を除く）及び協力会社の倒産などが想定されます。いずれにしても、やむを得ないと思われる事情が生じて入札参加者が必要と考える場合は、速やかに大学に協議を申し入れてください。
082	③	グループ構成員及び協力会社一覧表	様	06						本事業における役割として、「設計・建設・工事監理・学校事務・教育研究の補助」と具体記述がなされていますが、これらに該当しない業務を担う構成員または協力会社がいる場合はどのような表記とすればよいのでしょうか？あるいは当該役割に該当しない会社は構成員又は協力会社とは認められないということでしょうか？	「設計・建設・工事監理・学校事務・教育研究の補助」または「購買・書籍・食堂運営」の各業務に当たらない者を入札参加グループの構成員または協力会社とする場合は、当該欄に、その者が本事業において果たす（担当する）役割を記載してください。
083	③	設計に当たる者の資格等要件に関する書類	様	08						様式8の◆5において、3.を証する書類として、契約書及び仕様書または図面の写しを添付してください。とありますが、図面の写しによる場合は、任意による図面1枚でよろしいでしょうか。ご教示ください。	当該仕様書または図面の写しを添付していただく趣旨は、平成6年度以降に担当者として「1000㎡以上の食堂（厨房・客席等の合計）を含む5000㎡以上の複合施設の設計業務」に従事し完了した経験を有することを確認するためであり、可能な限りこの目的に合致したもの（配置図、平面図、立面図、断面図、パンフレットなど）を添付してください。
084	③	維持管理に当たる者の資格等要件に関する書類	様	11						維持管理に当たる者の資格等要件に関する書類の「2. 請負を実施するに必要とする資格を有する者であることを証明する書類」とは、具体的にどのような書類を添付する必要がありますか？	入札参加者の提案によるサービス内容において、特別に必要な資格などがある場合、その資格を有していることを証明できるものを、入札参加者の判断で提出してください。
298	④	業務時間	51	IV	3	(2)				北館部分は「常駐とするが兼務も可能」とあるのは、和館部分との兼務が可能ということでしょうか、それとも「学校事務業務及び教育研究の補助業務」以外の業務との兼務も可能ということでしょうか？	要求水準書IV3(1)及び(2)における「兼務」とは、「業務に当たる者」にではなく「業務の従事者」に適用されます。具体的には、「学校事務業務に当たる者」が「購買業務に当たる者」に委託して、学

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										うか。	校事務業務の一部を購買業務に当 たる者の従事者に依頼する場合な どがあげられます。
342	④	食堂運営業務	55	IV	6 7					あるグループで食堂運営について は「甲」という会社が構成員また は協力会社で入札参加し、選定業 者に選ばれたとした場合、「甲」 から別の会社の一部または全部の 食堂運営を再委託することは可能 でしょうか。	本事業では、入札参加グループの 構成員及び協力会社が、別の者(会 社)に一部または全部の業務を再 委託することを妨げてはおりませ ん。ただし、本事業の総合評価方 式による事業者選定の趣旨からし て、入札参加グループの構成員及 び協力会社が、業務の全部を再委 託することについては、相当程度 の合理的な理由がある場合に限ら れるのが好ましいと考えます。(な お、食堂運営業務に当たる者は、 入札参加グループの構成員にはな れませんが注意してください。)